

委託契約仕様書

本仕様書は、令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」の規定に基づき、本事業を実施する業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

嬉野市こどもセンター（利用者支援事業）委託業務

2 目的

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 実施場所

嬉野市塩田保健センター内もしくは楠風館とし、業務の実施に必要な施設（机・椅子等備品含む事務所スペースをいう。）を無償で提供する。

5 実施日及び時間

月曜日から土曜日のうち週5日開設とし、日祝日及び年末年始の市役所の閉庁日は実施しない。ただし、月に1回以上、出張による相談を実施することとする。

開設時間は10時から16時の1日6時間とする。

6 職員の配置

令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」4（1）基本型に定める職員を2名以上配置すること。

7 事業内容

（ア）利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。

（イ）地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関及び子育て世代包括支援

センターとの連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。

(ウ) 広報

利用者支援の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。

(エ) その他

その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

8 完了報告書の作成

受注者は、委託期間終了後、以下により完了報告書を1部作成の上、当該年度の3月31日までに発注者に提出すること。報告書の要件は下表のとおりとする。

項 番	名 称
ア	事業概要及び活動内容
イ	利用者数及び活動実績の集計
ウ	事業の実施を踏まえた総括及び今後の事業内容等への提言

9 その他

本仕様書に記載していない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこと。